

令和 5 年度加賀市職員採用候補者試験案内

令和 5 年 5 月 11 日
加賀市総務部人事課
(令和 5 年公告第 31 号)

加賀市職員採用候補者試験を次のとおり行います。

1 試験区分、職種、採用予定人員及び受験資格

試験区分	職 種	採用予定人員	受 験 資 格 (すべて満たす者)
A 1	一般事務職	15 名程度	① 平成 6 年 4 月 2 日以降に生まれた者 ② 大学同等以上の学校を卒業又は令和 6 年 3 月 31 日までに卒業見込みの者
A 2	土木技術職	4 名程度	① 平成 6 年 4 月 2 日以降に生まれた者 ② 高等専門学校同等以上の学校を卒業又は令和 6 年 3 月 31 日までに卒業見込みの者で土木の技術に関する専門教科(土木、都市計画、機械、電気、環境、農業土木等)を専攻した者
A 3	建築技術職	1 名程度	① 平成 6 年 4 月 2 日以降に生まれた者 ② 高等専門学校同等以上の学校を卒業又は令和 6 年 3 月 31 日までに卒業見込みの者で建築の技術に関する専門教科を専攻した者
A 4	保 健 師	1 名程度	① 平成 6 年 4 月 2 日以降に生まれた者 ② 保健師の資格を有する者又は令和 6 年 3 月 31 日までに保健師の資格を取得見込みの者
A 5	臨床心理士	1 名程度	① 平成 6 年 4 月 2 日以降に生まれた者 ② 公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会が認定する臨床心理士の資格を有する者又は令和 6 年 3 月 31 日までに臨床心理士の資格を取得見込みの者
A 6	精神保健福祉士	1 名程度	① 平成 6 年 4 月 2 日以降に生まれた者 ② 精神保健福祉士の資格を有する者又は令和 6 年 3 月 31 日までに精神保健福祉士の資格を取得見込みの者
A 7	学 芸 員	1 名程度	① 平成 6 年 4 月 2 日以降に生まれた者 ② 大学同等以上の学校を卒業した者で、主に美術工芸を専攻した者 ③ 博物館法第 5 条に規定する学芸員資格を有する者又は令和 6 年 3 月 31 日までに学芸員の資格を取得見込みの者

試験区分	職 種	採用予定人員	受 験 資 格（すべて満たす者）
A 8	埋蔵文化財発掘調査員	1名程度	① 昭和 63 年 4 月 2 日以降に生まれた者 ② 大学同等以上の学校を卒業又は令和 6 年 3 月 31 日までに卒業見込みの者で、考古学又は歴史学を専攻した者 ③ 遺跡の発掘調査に従事した経験がある者
A 9	管理栄養士	1名程度	① 平成 6 年 4 月 2 日以降に生まれた者 ② 管理栄養士の資格を有する者又は令和 6 年 3 月 31 日までに管理栄養士の資格を取得見込みの者

※1 原則として、加賀市内に居住する者又は採用後、加賀市内に居住見込みの者としてします。

※2 各職務内容は次のとおりです。

- ・ 一般事務職…………… 各部門における一般行政事務
- ・ 土木技術職・建築技術職…………… 主に建設部門、上下水道部門、農林部門における業務
- ・ 保健師・臨床心理士・精神保健福祉士・管理栄養士……………主に福祉保健部門における業務
- ・ 埋蔵文化財発掘調査員……………主に埋蔵文化財保護における発掘調査業務
- ・ 学芸員……………主に文化振興部門、教育部門における業務

※3 次の各号に該当する者は受験できません。

- ア 一般事務職、土木技術職及び建築技術職について、日本国籍を有しない者
- イ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終えるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ウ 加賀市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から 2 年を経過しない者
- エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

複数の試験区分に受験資格がある場合でも、併願はできません。

2 試験科目、受験日、場所及び合格発表

	試験区分	職種	試験科目	受験日、場所	合格発表
第1次試験	A 1	一般事務職	S P I 3 ・能力検査 (大学卒程度) ・性格検査 (択一式) 小論文(記述式事例分析)	受験日：令和5年6月18日(日) 午前8時30分から 午後0時30分頃まで 場 所：加賀市市民会館又は加賀市役所 (詳細は各受験者のマイページに通知します。)	令和5年7月中旬から下旬までに、次の方法で発表します。 ①各受験者のマイページに通知 ②受験番号を市掲示板に掲示
	A 2	土木技術職	S P I 3 ・能力検査 (大学卒程度) ・性格検査 (択一式) 小論文		
	A 3	建築技術職			
	A 4	保健師			
	A 5	臨床心理士			
	A 6	精神保健福祉士			
	A 7	学芸員			
	A 8	埋蔵文化財発掘調査員			
	A 9	管理栄養士			
第2次試験	A 1	一般事務職	口述試験 (詳細は、第1次試験合格通知にあわせて通知します。)	令和5年7月下旬から 令和5年8月上旬	令和5年8月中旬から下旬までに、第1次試験と同様の方法で発表します。
	A 2	土木技術職			
	A 3	建築技術職			
	A 4	保健師			
	A 5	臨床心理士			
	A 6	精神保健福祉士			
	A 7	学芸員			
	A 8	埋蔵文化財発掘調査員			
	A 9	管理栄養士			

留意事項

- ※1 受験者数などの状況により、第3次試験を実施する場合があります。
- ※2 いずれの試験も、急遽、日程等が変更となる場合がありますので、あらかじめご承知おきください。変更等については、加賀市ホームページ及び申込サイトを通じてご連絡します。

3 受験手続

- (1) 受験申込みは、加賀市ホームページから申込サイトにアクセスし、画面の指示に従って全ての必要項目を入力の上、受付期間中に送信してください。
- (2) 申込みは、「事前登録」と「本登録」の2段階方式となっています。まず、「事前登録」を行い、個人IDとパスワードを取得した後、受付期間中に申込みサイトのマイページにログインして「本登録」を行ってください。(個人IDとパスワードは、受験票の印刷等、以後の手続きに必要ですので、必ず控えておいてください。) ※受験手続の詳細につきましては、加賀市ホームページ内の職員採用ページに掲載の「受験申込方法等について」を参照してください。

4 申込期間

次の各期間中に、「3 受験手続」を完了してください。(期限厳守)

令和5年5月11日(木) 午前11時から

令和5年6月9日(金) 午後5時まで

5 受験票の交付

- (1) 「4 申込期間」の終了後、申込手続きを完了した方に対して、登録されたメールアドレスあてに「受験票交付のお知らせ」の電子メールを送信します。第1次試験の3日前までに電子メールが届かない場合には、必ず人事課へ電話にて問い合わせてください。
- (2) 「受験票交付のお知らせ」の電子メールが届きましたら、申込サイトのマイページにログインし、受験票をダウンロードして印刷してください。(控えていただいた個人IDとパスワードが必要です。)
- (3) 印刷した受験票は、記載されている事項を確認し、確認した年月日を記入の上、申込者本人が署名して、第1次試験の際に必ず持参してください。

6 必要書類の提出

第1次試験の合格者には、合格通知に記載された要領に従い、試験区分毎に下表の必要書類を提出していただきます。

必要書類 試験区分・職種		卒業（見込） 証明書	資格取得証 明書	成績（見込） 証明書等	発掘調査実 績書
A 1	一般事務職	○		○	
A 2	土木技術職	○		○	
A 3	建築技術職	○		○	
A 4	保健師		○		
A 5	臨床心理士		○		
A 6	精神保健 福祉士		○		
A 7	学芸員	○		○	
A 8	埋蔵文化財 発掘調査員	○		○	○
A 9	管理栄養士		○		

7 試験結果の開示

不合格者に限り、試験の結果（各試験の順位）について、各試験合格発表の日（公告の日）から起算して1か月間、次の方法により受験者本人による開示請求をすることができます。電話等による請求及び代理人による請求はできません。

受験番号、氏名、受験職種を明記の上、下記送信先へエントリーシートに登録したメールアドレスからメールで請求してください。

・メール送信先 saiyou@city.kaga.lg.jp

8 採用日

令和6年4月1日に採用されます。

9 給与等の待遇

(1) 初任給

185,200円

（注）この額に、職務経験に応じて所定の金額が加算されます。

(2) 昇給

勤務成績の良好な人は、原則として年1回昇給します。

- (3) 諸手当
期末手当、勤勉手当、扶養手当、通勤手当、時間外勤務手当等がそれぞれ支給条件に応じて支給されます。
- (4) 勤務時間
原則として、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までです。
- (5) 休日
原則として、土曜日、日曜日、国民の祝日及び年末年始が休みとなります。
- (6) 休暇
年次有給休暇（年間 20 日、採用の年については 15 日）の他、夏季休暇、結婚休暇等の特別休暇があります。
- (7) 福利厚生
採用と同時に共済組合の組合員及び職員互助会等の会員となり、医療給付、その他の給付、各種貸付等が受けられます。

10 問い合わせ等

この試験の詳細については、次のところにお問い合わせください。

〒922-8622 石川県加賀市大聖寺南町ニ 41 番地

加賀市総務部人事課（本館 2 階）

電話（代表） 0761-72-1111（内線：2222・2223）

電話（直通） 0761-72-7800 ファックス 0761-72-7923

メールアドレス saiyou@city.kaga.lg.jp

ホームページアドレス <http://www.city.kaga.ishikawa.jp/>

※土曜日、日曜日を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までの間に問い合わせてください。